

平成21年度 標茶町各会計予算の概要

(単位：千円)

会 計 別	補正前予算額 (A)	3月補正額 (B)	補正後予算額 (C)=(A)+(B)	
一 般 会 計	10,437,898	1,014,899	11,452,797	
特 別 会 計	国民健康保険	1,320,226	△ 36,280	1,283,946
	下 水 道	665,637	△ 4,923	660,714
	老 人 保 健	16,231	7,225	23,456
	介 護 保 険	1,252,241	△ 11,196	1,241,045
	後期高齢者医療	91,926	△ 10,579	81,347
合 計	13,784,159	959,146	14,743,305	

(△は減額)

《企業会計》

病院事業	1,105,753	0	1,105,753	歳入
	1,215,135	0	1,215,135	歳出
上水道事業	200,460	△ 5,440	195,020	歳入
	216,194	△ 8,547	207,647	歳出

(単位：千円)

区 分	主な補正予算	事業費	内 容
総 務 費	地域活性化きめ細かな臨時交付金事業	167,100	
	地籍調査	△ 6,651	
	減債基金積立金	93,938	
	町有施設整備基金積立金	30,000	
民 生 費	備荒資金組合納付金	62,179	
	国民健康保険事業事業勘定特別会計繰出金	67,790	
	介護保険事業特別会計繰出金	△ 49,404	
衛 生 費	子ども手当準備事業	3,600	
	手数料	△ 4,000	がん検診
農林水産業費	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 4,982	
	農林漁業振興資金貸付基金繰出金	△ 20,000	
	畜産担い手育成総合整備事業	△ 18,574	茶安別、標茶東部、虹別、標茶西部
	農業経営緊急経済対策事業	2,500	補助金
商 工 費	特定間伐等促進事業	△ 9,868	
	中小企業特別融資貸付利子補給補助金	134	補助金
土 木 費	除雪対策	10,000	除雪委託料
	町営住宅建設事業	△ 3,360	麻生団地
消 防 費	釧路北部消防事務組合負担金	△ 4,942	
教 育 費	塘路小中学校（校舎・屋体）耐震改修事業	359,280	耐震改修工事ほか
	磯分内小学校（屋体）耐震改修事業	21,070	
	虹別中学校（校舎）耐震改修事業	412,150	
諸 支 出 金	下水道事業特別会計繰出金	△ 4,923	
職 員 費 等	職員給与費	1,033	給料、手当ほか

(△は減額)

補正予算が可決

第1回定例町議会において、平成21年度各会計の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業、学校施設耐震改修事業などで10億1千489万9千円を追加し、予算額は114億5千279万7千円となりました。そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

確定申告が 間違っていた ときは

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いた方、うっかりして確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。もう一度確認してください。

税額を多く申告していたことに気付きましたら、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付きましたら、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書の提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

詳細は、下記へ問い合わせください。

■問い合わせ／

- 釧路税務署 (☎0154-31-5100)
- 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

平成21年10月から

住民税は年金から 引き落としとなっています



住民税の引き落としは、平成21年10月支給分の年金から始まっています。

これまでの納め方では、年度が変わった場合に6月・8月・10月・12月の4回で納めていただきましたが、平成22年度からは次のとおり変更になります。

(例) 平成21年度の納め方 年税額を60,000円とした場合

月	納付書で納める分 (普通徴収)		年金からの引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

(例) 平成22年度の納め方 年税額を60,000円とした場合

月	年金からの引き落とし (特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	前年度2月と同じ額 (仮徴収)			平成22年度年税額の 残り1/3ずつ (本徴収)		

■問い合わせ／役場税務課税務係 (1階⑧番窓口☎485-2111内線152)

磯分内地区の下水道整備が始まります

平成21年度に下水道計画のための測量・地質調査および下水道管・処理場の設計が終わりましたので、平成22～24年度に、下水道管の工事を予定しています。処理場は、平成23年度に工事を予定しており、平成24年3月には一部地区の下水道供用開始を目指して整備を行います。

磯分内地区の下水道整備は、国土交通省の「下

水道社会実験制度」に応募・提案し、モデル市町村として採択を受けました。国土交通

省HP (<http://www.mifukyu.go.jp>) にも紹介されています。



固定資産課税台帳の縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、土地、家屋の評価額などを確認していただくため関係者が縦覧できる制度です。

自己所有の土地や家屋の評価額が他の土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができます。また、評価額の比較という目的以外の閲覧はできません。

また、プライバシー保護のため、例えば「○○さん所有の土地(あるいは家屋)」という形での閲覧申請はできませんが、「常盤○○丁目○○番」というようにその物件の所在等が分かる閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請していただくようお願いいたします。

なお、縦覧制度は、「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化され、毎年4月1日から閲覧できます。

■手数料／縦覧期間内は無料(それ以降1回百円)

■縦覧期間／4月1日～6月1日(土・日曜日、祝日は除く)、午前8時45分～午後5時30分

■縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係
(1階⑧番窓口☎485-2111内線152)